

会議録・平成25年6月13日第2回定例会（第3日目）

1. 招集の年月日 平成25年6月3日

1. 招集の場所 明和町議会議場

1. 開 会 6月13日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 14名

1番 奥山幸洋

2番 江京子

3番 松本忍

5番 綿民和子

6番 上田清

7番 田邊ひとみ

8番 辻井成人

9番 乾健郎

10番 伊豆千夜子

11番 阪井勇男

12番 田辺泰宏

13番 土屋吉昭

14番 間宮一彦

15番 北岡泰

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 朝倉 晶子 松井 友吾 西尾 仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 中井 幸充 副 町 長 寺前 和彦

教 育 長 西岡 恵三 総 務 課 長 北岡 和成

防災企画課長 中谷 英樹 税 務 課 長 世古口 和也

人権生活環境課長 西口 竜嘉 福祉子育て課長 下村由美子

会計管理者(兼)会計課長 田中 一夫 長寿健康課長 小池 弘紀

農水商工課長(兼)農業委員会事務局長 堀 真 まち整備課長 沼田 昌久

上下水道課長 潮谷 剛 斎宮跡・文化観光課長 西口 和良

教育委員会教育課長 西田 一成 文化財保存活用監 中野 敦夫

人権啓発推進監 中瀬 行久 土地利用調整監 松本 雅之
施設整備推進監 世古口 哲哉 監 査 委 員 児島 吉男

1. 会議録署名議員

8 番 辻 井 成 人 9 番 乾 健 郎

1. 提出議案

- 同意第2号 教育委員会委員の任命同意について
- 承認第1号 専決処分した事件の承認について
明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 報告第1号 平成24年度土地改良区補助（団体営農業体質強化基盤整備促進事業）繰越明許費計算書
- 報告第2号 平成24年度下御糸漁港地域水産物供給基盤整備事業繰越明許費計算書
- 報告第3号 平成24年度下御糸漁港水産物供給基盤機能保全事業繰越明許費計算書
- 報告第4号 平成24年度社会資本整備総合交付金事業繰越明許費計算書
- 報告第5号 平成24年度防火水槽新設工事繰越明許費計算書
- 議案第46号 伊勢市と明和町との定住自立圏形成協定の締結について
- 議案第47号 明和町と松阪市との間における介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約変更に係る協議について
- 議案第48号 明和町子ども・子育て会議条例の制定
- 議案第49号 明和町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定
- 議案第50号 明和町税条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 明和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 平成25年度明和町一般会計補正予算（第1号）

- 議案第55号 平成25年度明和町齋宮跡保存事業特別会計補正予算（第1号）
議案第56号 平成25年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第57号 平成25年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 同意第2号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について
- 日程第4 報告第1号 平成24年度土地改良区補助（団体営農業体質強化基盤整備促進事業）繰越明許費計算書
- 日程第5 報告第2号 平成24年度下御糸漁港地域水産物供給基盤整備事業繰越明許費計算書
- 日程第6 報告第3号 平成24年度下御糸漁港水産物供給基盤機能保全事業繰越明許費計算書
- 日程第7 報告第4号 平成24年度社会資本整備総合交付金事業繰越明許費計算書
- 日程第8 報告第5号 平成24年度防火水槽新設工事繰越明許費計算書
- 日程第9 議案第46号 伊勢市と明和町との定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第10 議案第47号 明和町と松阪市との間における介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約変更に係る協議について
- 日程第11 議案第48号 明和町子ども・子育て会議条例の制定
- 日程第12 議案第49号 明和町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定
- 日程第13 議案第50号 明和町税条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第51号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第15 議案第52号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第53号 明和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第54号 平成25年度明和町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第55号 平成25年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第56号 平成25年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第57号 平成25年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）

(午前 9時 00分)

開会の宣言

○議長（北岡 泰） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成25年第2回明和町議会定例会（第3日目）の会議を開会します。

なお、水門教育委員長から、所用のため本日の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いをいたします。

会議録署名議員の指名について

○議長（北岡 泰） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第119条の規定により、議長から指名をします。

8番 辻 井 成 人 議員

9番 乾 健 郎 議員

の両名を指名いたします。

同意第2号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第2 同意第2号 「教育委員会委員の任命同意について」を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） おはようございます。

ただいま上程されました、同意第2号 教育委員会委員の任命同意につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

この度、田邊 一氏の教育委員会委員の任期満了に伴い、新たに山路克文氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、ここに議会の同意をお願いするものでございます。

山路氏につきましては、昭和53年に東洋大学大学院を卒業後、医療法人橘会東住吉森本病院医療ソーシャルワーカー、同会老人保健施設たちばな副施設長、新潟青陵大学看護福祉心理学部教授などを歴任され、現在、皇學館大学現代日本社会学部の教授であります。このように優れた識見を有し、人格も高潔な方であり、教育委員として適任でありますので、ご同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を省きます。

詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで同意第2号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、同意第2号 教育委員会委員の任命同意についての採決を行います。

同意第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、同意第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（北岡 泰） ただいま、同意が可決されました山路克文様がお見えになっております。

ご挨拶をいただくため、暫時休憩をいたします。

（午前 9時 10分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時 13分）

承認第1号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について
明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま上程されました、承認第1号 専決処分した事件の承認について、明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、本条例の一部改正を専決処分させていただいたものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。税務課長。

○総務課長（世古口 和也） それでは、詳細説明を申し上げます。

3ページの専決処分書のとおり、明和町国民健康保険税条例の一部改正が必要となったため、3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。配布させていただいております資料のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。

資料の3-1でございます。3-1には、明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表を付けてございます。特定継続世帯の創設により、第5条の2で特定世帯と特定継続世帯を定義いたしまして、第5条の2、第7条の3、第23条のそれぞれの条で、特定継続世帯の規定を追加するものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくご審議の方お願ひいたします。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで承認第1号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分した事件の承認について 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、承認第1号は原案のとおり承認されました。

報告第1号の上程～質疑

○議長（北岡 泰） 日程第4 報告第1号 平成24年度土地改良区補助（団体営農業体質強化基盤整備促進事業）繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） おはようございます。

それでは、報告第1号 平成24年度土地改良事業（団体営農業体質強化基盤整備促進事業）繰越明許費計算書について、ご報告いたします。

この平成24年度土地改良区補助（団体営農業体質強化基盤整備促進事業）は、平成24年度に日本の経済再生に向けた緊急経済対策による3月補正予算で予算化をお願いした、土地改良施設を整備するものでございます。

事業主体は櫛田川、祓川沿岸土地改良区が実施するもので、3月議会でお認めをいただき明許繰越をした件でございます。

それでは、詳細についてご説明させていただきます。

次のページ7ページのほうをご参照していただきたいと思います。

次のページの事項別明細書をご覧くださいと思います。

まず、歳出といたしまして、19節負担金補助及び交付金といたしまして225万円を繰り越しさせていただきました。歳入といたしまして、繰越金として225万円で、歳入合計225万円でございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで報告第1号を終わります。

報告第2号の上程～質疑

○議長（北岡 泰） 日程第5 報告第2号 平成24年度下御糸漁港地域水産物供給基盤整備事業繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 続きまして、報告第2号 平成24年度下御糸港地域水産物供給基盤整備事業繰越明許費計算書について、ご報告させていただきます。

この下御糸漁港地域水産物供給基盤整備事業は、平成24年度で日本経済再生に向け、緊急経済対策による3月補正予算で予算化をお願いさせていただき、漁港の整備を実施するものでございます。

3月議会でお認めいただき繰越明許した件でございます。

それでは、詳細についてご説明をさせていただきたいと思っております。

9ページのほうをご参照していただきたいと思います。

まず、歳出といたしまして、13節委託費347万1,000円のうち、137万1,000円の繰り越し、15節工事請負費3,672万9,000円のうち、2,882万8,800円の繰り越し、合計3,019万9,800円を繰り越しさせていただきました。

歳入といたしまして、県支出金2,100万円、町債900万円、繰越金19万9,800円で、歳入合計3,019万9,800円です。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで報告第2号を終わります。

報告第3号の上程～質疑

○議長（北岡 泰） 日程第6 報告第3号 平成24年度下御糸漁港水産物供給基盤機能保全事業繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 続きまして報告第3号 平成24年度下御糸漁港水産物供給基盤機能保全事業繰越明許費計算書について、ご報告させていただきます。

この下御糸漁港水産物供給基盤機能保全事業は、平成24年度緊急経済対策で、12月補正で予算化をお願いし漁港を整備するもので、3月議会でお認めいただき明許繰越をした件でございます。

それでは、詳細につきましてご説明をさせていただきます。

次のページの事項書明細書をご覧くださいと思います。

まず、歳出といたしまして、15節工事請費1億2,500万1,000円、全額を繰り越しさせていただきました。

歳入といたしまして、県支出金6,250万円、町債6,000万円、繰越金250万1,000円でございます。歳入合計1億2,500万1,000円でございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで報告第3号を終わります。

報告第4号の上程～質疑

○議長（北岡 泰） 日程第7 報告第4号 平成24年度社会資本整備総合交付金事業繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 失礼します。

それでは、報告第4号 平成24年度社会資本整備総合交付金事業繰越明許費計算書について、ご報告をいたします。

この社会資本整備総合交付金事業は、平成24年度予備費配分による12月補正と、日本経済再生に向けた緊急経済対策による3月補正で予算化をいたしました。道路関係事業、冠水対策事業等を施工するもので、3月議会でお認めいただき、繰越明許をした件でございます。

それでは、詳細につきましてご説明をいたします。

次のページの事項書明細書をご覧いただきたいと思っております。

まず、歳出といたしまして、13節委託料で5,268万2,000円のうち、2,520万円の繰り越し、15節工事請負費の中で6億8,100万4,000円のうち、3億8,691万5,000円の繰り越し、合計4億1,211万5,000円を繰り越しをさせていただきました。

歳入といたしまして、国庫補助金2億344万3,000円、町債1億6,390万円、繰越金4,477万2,000円で、歳入合計4億1,211万5,000円でございます。

以上、報告終わります。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで報告第4号を終わります。

報告第5号の上程～質疑

○議長（北岡 泰） 日程第8 報告第5号 平成24年度防火水槽新設工事繰越明許費計算書を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

報告第5号 平成24年度防火水槽新設工事繰越明許費計算書について、ご報告申し上げます。

この防火水槽新設工事は、中村地内、馬之上地内に耐水性貯水槽2基を新設するもので、年度内での執行が困難なため3月議会でお認めいただき、繰越明許した件でございます。

それでは、詳細につきましてご説明いたします。

議案書15ページ、歳入歳出事項別明細書をご覧ください。

まず、歳出、15節工事請負費において1,454万6,000円を繰り越しさせていただきました。この防火水槽新設工事は中村地内、馬之上地内に国の追加補正により、耐水性貯水槽2基を新設するもので、年度内での執行が困難なため、

翌年度に繰り越したものでございます。

次に、歳入、事業名は平成24年度防火水槽新設工事でございます。第14款国庫支出金、第1節・国庫補助金523万6,000円、第21款町債、第1節消防施設整備事業債520万円、第19款・繰越金、第1節・繰越金411万円、合計1,454万6,000円となります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで報告第5号を終わります。

議案第46号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第9 議案第46号 「伊勢市と明和町との定住自立圏形成協定の締結について」を議題させます。

議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第46号 伊勢市と明和町との定住自立圏形成協定の締結について、その提案理由の説明を申し上げます。

この協定は、去る2月25日に中心市宣言を行った伊勢市と明和町が相互に役

割を分担し、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保しつつ、圏域全体の住民福祉の向上及び地域の活性化を図るため締結するもので、明和町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。
防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

それでは、議案第46号 伊勢市と明和町との定住自立圏形成協定の締結について、詳細説明を行います。

17ページ、定住自立圏の形成に関する協定書をご覧ください。

伊勢志摩地域の定住自立圏構想については、伊勢市など3市5町で検討進めてまいりました。伊勢市の中心市宣言が2月25日に行われ、その後に事務レベルでの協議を進めてきた結果、中心市である伊勢市との協定書の調整が終わりましたので、明和町議会の議決すべき事件を定める条例第2条に基づき、今議会での議決をお願いするものでございます。

17ページ、第1条でございますが、中心市である伊勢市と明和町が圏域全体の生活機能の確保など、調定の目的を記載しております。

第3条では、連携する具体的項目として、定住自立圏推進要綱に示された生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の3つを掲げており、第4条では、事務の執行にかかる基本的事項を定めており、受益者負担割合に応じて費用を負担すること等を定めているところでございます。

第5条では、調定の変更について。第6条では、廃止する際に、あらかじめ議会の議決を経なければならないことを定めており。第7条では、その他定めのないものの処理方法について定めております。

続いて、具体的内容等につきましては、19ページからとなりますが、先の全員協議会においてご説明させていただいておりますので、省略させていただきます。よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第46号 伊勢市と明和町との定住自立圏形成協定の締結についてを採決します。

議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第10 議案第47号 明和町と松阪市との間における介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約変更に係る協議についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、案第47号 明和町と松阪市との間における介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約変更に係る協議につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、関係法令の名称が変更されたことに伴う事務の委託の規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要があるため、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村由美子） 失礼します。

議案第47号 明和町と松阪市との間における介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約変更に係る協議についての詳細説明を申し上げます。

議案書は24ページ、定例会資料は5－1－1でございます。ご欄いただきたいと思います。

この協議につきましては、介護給付費等の支給に関する審査判定事務について、現在、松阪市に委託しております。この度、法律名が障害者自立支援法が障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められたことにより、事務委託に係る規約の一部を変更する必要があるため、変更する規約について関係地方公共団体と協議する必要があるため、地方自治法第252条14第3項において準用する地方自治法第252条の2第3款の規定に基づき、議

会の議決をお願いするものです。

なお、この規約は平成25年7月1日から施行されるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第47号 明和町と松阪市との間における介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約変更に係る協議についてを採決します。

議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第11 議案第48号 明和町子ども・子育て会議条例の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第48号 明和町子ども・子育て会議条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法の制定を踏まえ、明和町の子ども・子育てに関する事項等を調査審議する機関として、明和町子ども・子育て会議を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。
福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村由美子） 失礼します。

議案第48号 明和町子ども・子育て会議条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

この条例は、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法を踏まえ、明和町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項等を調査審議する合議制の機関として、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定による明和町子ども・子育て会議を設置するため、新たに条例を制定するものです。

議案書26ページをご覧いただきたいと思います。

第1条については、明和町子ども・子育て会議の設置について定めております。

第2条については、この子ども子育て会議の所掌事務について定めています。

第3条については、委員を20人以内で組織し、委員のメンバー構成について規定しています。

第4条では、委員の任期を2年とし、第5条では、会長、副会長を定め、第6条では、会議の運営について定めています。

議案書27ページに移ります。第7条は、必要なときに部会を置くことができる規定を設け、第8条は、委任について定めています。

附則について、本条例の施行日を平成25年7月1日からとし、この会議の招集の特例についても定めております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第48号 明和町子ども・子育て会議条例の制定を採決します。

議案第48号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第12 議案第49号 明和町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第49号 明和町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策本部の設置が義務付けられたことから、対策本部に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘記） 失礼します。

それでは、議案第49号 新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、詳細説明を行います。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が、平成24年5月11日に交付され、本年4月13日から施行されました。この法により、新型インフルエンザ等対策本部の設置が義務付けられたことから、対策本部に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

議案書の29ページをご覧ください。

第1条は、本条例の制定趣旨を定めたものです。

第2条は、対策本部の組織を定めたもので、本部長、副本部長、本部員及び必要な職員で構成します。

第3条は、本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ新型インフルエンザ対策本部の会議を行うことを定めています。

第4条は、本部長は、必要と認めたときは新型インフルエンザ対策本部に部を置き、部長がその部の新型インフルエンザ対策に関する事務をとりまとめることを定めています。

第5条は、委任事項で、この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は本部長が定めることとしています。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第49号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第49号 明和町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定を採決します。

議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第13 議案第50号 明和町税条例の一部を改正する条例を議題します。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第50号 明和町税条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。
税務課長。

○税務課長（世古口 和也） それでは、議案第50号 明和町税条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

配布させていただいております資料のほうで説明させていただきます。

資料の3－6でございます。3－6には、明和町税条例の一部を改正する条

例の新旧対照表を付けてございます。

まず、第34条の7は、地方税法附則第5条の6に、読み替え規定が設けられたこと。第54条及び第131条は、独立行政法人森林総合研究所が行う事業について、その特例措置が廃止されたこと。

続いて3-8でございますが、附則第3条の2は、国税における延滞税等の見直しに伴い、地方税にかかる延滞金の利率を引き下げるものでございます。

附則第4条は、特例規定の除外機関を追加するもの。附則第4条の2は、租税特別措置法の条項の繰り下げによるものでございます。

続いて3-10でございます。附則第7条の3の2は、住宅ローン控除についての適用を平成29年までの入居まで延長するものでございます。

附則第7条の4は、地方税法附則第5条の6に読み替え規定が設けられたこと。

附則第10条の2第2項は、地方税法附則の条項の繰り下げによるものでございます。第3項は、特別措置法に関する備蓄倉庫についての固定資産税の特例措置について規定を設けるもの。

附則第17条の2は、租税特別措置法の項の繰り上げでございます。

3-12でございますが、附則第22条の2は、規定の整理と東日本大震災の被災者の相続人がその家屋の敷地を譲渡した場合にでも、長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができるとするものでございます。

附則第23条は、地方税法附則の項の繰り下げによる規定の整備でございます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第50号 明和町税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号の上程～採決

○議長(北岡 泰) 日程第14 議案第51号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。
議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(北岡 泰) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第51号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をお願いするものでございま

す。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。
税務課長。

○税務課長（世古口 和也） それでは、議案第51号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

配布させていただいております資料のほうで説明させていただきます。

資料の3-16でございます。明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正する条例の地域対象表をご覧ください。

第1条で、現行の製造業に加え、旅館業も対象とし、第2条で、賦課額の要件を資本金の額に応じて3段階の区分といたしまして、適用要件を引き下げるものでございます。以上で、詳細説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第51号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第51号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第15 議案第52号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第52号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が施行され、延滞金の割合の見直しが行われたことに伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。
税務課長。

○税務課長（世古口 和也） それでは、議案第52号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

配布させていただいております資料のほうで説明させていただきます。

資料の3-18でございます。明和町介護保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

附則第6条は、地方税の延滞金の利率の引き下げに合わせて、保険料の延滞金について税と同内容で引き下げを行うものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第52号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第52号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第16 議案第53号 明和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第53号 明和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が施行され、延滞金の割合の見直しが行われたことに伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。
税務課長。

○税務課長（世古口 和也） それでは、議案第53号 明和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を行います。

配布させていただいております資料のほうで説明をさせていただきたいと思っております。資料の3-19でございます。

明和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございますが、附則第2条は、地方税の延滞金の利率の引き下げに合わせまして、保険料の延滞金について、税と同内容で引き下げを行うものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第53号 明和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第53号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第54号から第57号の一括上程

○議長(北岡 泰) お諮りします。

日程第17 議案第54号から、日程第20 議案第57号を一括上程し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。従って、

日程第17 議案第54号 平成25年度明和町一般会計補正予算(第1号)

日程第18 議案第55号 平成25年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算
(第1号)

日程第19 議案第56号 平成25年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

日程第20 議案第57号 平成25年度明和町水道事業会計補正予算 (第1号)
を一括上程し議題とします。

議案の朗読をさせます。

(職 員 朗 読)

○議長 (北岡 泰) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (中井 幸充) ただいま上程されました、議案第54号 平成25年度明和町一般会計補正予算 (第1号) から議案第57号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第54号 平成25年度明和町一般会計補正予算 (第1号) につきましては、総額1億2,900万円の追加補正をお願いするものです。

歳出の主なものといたしまして、総務費では財産管理費で役場庁舎等の維持修繕工事費、地域振興費で一般コミュニティー助成事業費などを、それぞれ追加補正でお願いしております。民生費では、心身障がい者福祉費でNPO法人どんど花さんが整備する障害者グループホーム等緊急整備事業費補助を、衛生費では、育児休業の代替臨時職員の賃金を、それぞれ追加補正でお願いしています。

農林水産業費では、農地費で町内にあるため池の現況調査を行うための団体営ため池等整備事業費を、土木費では道路舗装費で事業量の増加に伴い測量設計等業務委託料を、それぞれ追加補正でお願いしています。

教育費では、幼稚園費で明星地区で進める (仮称) 明星こども園の施設整備に着手するため設計等業務委託料や用地購入費、道路新設改良工事費等を計上、文化財保護費では、済生会明星病院とありますが、明和病院ですので、お手元の資料訂正をいただきたいと思います。済生会明和病院の病棟建設に伴う一般

文化財発掘調査受託事業経費を、それぞれ追加補正でお願いしております。

歳入につきましては、県支出金、前年度繰越金諸収入が主な財源でございます。

次に議案第55号 平成25年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、一般管理費で人事異動に伴う人件費追加補正をお願いしています。

次に、議案第56号 平成25年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、事業進捗に伴いつなぎ込みが予定される世帯に対するアンケート調査費用と管路建設工事にかかる材料の性能検査のための旅費の計上による追加補正が主なものでございます。

次に、議案第57号 平成25年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、（仮称）明星こども園の施設整備に伴う水道管敷設工事の追加補正が主なものでございます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

議案第54号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まず、議案第54号につきまして、黄色の表紙、予算に関する説明書の10ページ、歳出、第2款・総務費からお願いします。

総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 失礼します。

それでは、10ページの第1目一般管理費をご覧いただきたいと思います。

一般管理費では、404万9,000円の減額をお願いしております。第2節給料で、227万3,000円の減、第3節職員手当等で118万7,000円の減、第4節共済費で58万9,000円の減は、いずれも4月1日の人事異動で、斎宮跡文化観光課の職員

を1名増員したため、一般会計から斎宮跡特別会計への組み替えをお願いしておるものでございます。

5目の財産管理費で471万7,000円の増額をお願いしております。15節の工事請負費でございますが、役場庁舎等維持修繕工事ほかで、玄関前の植え込みにつきまして、樹木、門柱を撤去及び一部の樹木と看板を移設をしまして、駐車スペースを広げて、道路との境界にはフェンスを設置するものでございます。またサポートセンターの床のカーペットの張り替え、畳み表の張り替え、それから樋の修繕等の修繕工事を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 7目企画費は9万7,000円の増額となります。

11節需用費は9万7,000円の増で、町制55周年記念事業の啓発を行うため、庁舎に掲げる懸垂幕の作製費をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 12目地域振興費で、19節負担金補助及び交付金で250万円を計上しております。これは一般コミュニティー助成事業、宝くじの事業で採択となりました。山大淀自治会の公民館を拠点とした屋外放送設備の整備に要する費用でございます。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 11ページでございます。2目各種統計調査費は8万4,000円の増額となります。4月16日付けで依頼のあった住生活総合調査についてお願いするもので、1節報酬は調査員2名分、指導員1名分の報酬となります。報酬7万2,000円となります。

11節需用費は、消耗品費として1万2,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 12ページ、福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村由美子） 5目心身がい害者福祉費で1,500万円の追加補正をお願いしております。19節負担金補助及び交付金1,500万円の増額は、障害者グループホーム等緊急整備事業補助金で、NPO法人どんと花さんが、かねてから計画していたケアホームの建設について、三重県の社会福祉施設と補助対象施設等選定会議で、平成25年度の障害者グループホーム等緊急整備対象施設として選定され、このほど補助金の内示があったところです。これを受けて建設補助金として計上するものです。

○議長（北岡 泰） 人権啓発推進監。

○人権啓発推進監（中瀬 行久）10目人権センター費で126万3,000円の補正予算をお願いしております。7節賃金126万3,000円は、人権センター事業担当係長退職による引き継ぎのため、その代替要員として臨時職員で対応いたしたく、補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 4款衛生費、長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀）13ページの4目成人保健対策推進費で221万7,000円の増額をお願いしています。7節賃金は保健師が産休や育休をとるため、臨時保健師1名分の賃金でございます。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村由美子）5目母子衛生費で87万3,000円の財源振替をお願いしています。これは現在実施しているこころ子ども家庭相談事業や、精神疾患の方に対する相談訪問事業などの事業が、三重県地域自殺対策緊急強化事業補助金の対象になることから、対象となる経費について一般財源から特定財源に組み替えるものです。

○議長（北岡 泰） 14ページ、6款農林水産業費、農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真）14ページ、5目農地費520万1,000円の追加をお願いさせていただいております。13節委託費で、団体営ため池整備事業ため池調査費といたしまして、委託料420万1,000円を追加でお願いするものです。町内農業ため池を12箇所、国よりの100%補助で一斉点検を実施するものです。

19節負担金補助及び交付金100万円は、町単土地改良補助事業の当初400万円を認めていただいておりますが、昨日の総産委員会でお認めいただき、採択箇所を決定させていただいたところがございますが、100万円の予算不足となるということで、100万円の補正をお願いさせていただくこととさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 8款土木費、まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 1目道路橋りょう総務費で、85万円の増額をお願いしております。この増額は坂本地内において側溝の末端排水部分が民地にあることが判明をいたしましたため、公有化するものでございます。それに伴います13節委託料の測量設計業務委託料30万円の増額、17節公有財産購入費で用地買収費55万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、3目道路新設改良費で200万円の増額をお願いしております。この増額は町単土地改良事業で測量設計等3箇所においてですね、不足分を補うため、増額をするものでございます。13節委託料の測量設計等業務委託料200万円の増額です。よろしくお願いたします。

○議長（北岡 泰） 16ページ、上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） 3目下水道費で28節の繰出金でございます。農業集落排水事業特別会計のほうへ49万6,000円の繰り出しをしていただきます。内訳につきましては特別会計のほうで説明をさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 9款消防費、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 17ページ、2目非常備消防費は90万円の増額となります。19節負担金補助及び交付金で90万円の補正をお願いするもので、これは消防団員225名分の福祉共済分担金となります。よろしくお願いたします。

3目消防施設費は、一般財源から地方債への財源振り替えとなりますので、よろしくお願いたします。

○議長（北岡 泰） 18ページ、10款・教育費、教育課長。

○教育課長（西田 一成） 2目事務局費で44万2,000円の追加補正をお願いいたします。これは外国青年招致事業で、現在の外国語指導助手ALTですが、7月

25日をもちまして任用期間が満了することから、新たなALTを招致するための関連予算をお願いするものです。

9節旅費で6万7,000円は、来日直後に行われますオリエンテーション、それから県内で実施されますオリエンテーションへの参加等の旅費でございます。11節需用費3万円は消耗品で生活用品等の受け入れ準備に要する経費でございます。14節使用料及び賃借料18万4,000円は、住居費等の借上料でございます。敷金、それから仲介手数料、あと消毒料、損害保険料などでございます。19節負担金補助及び交付金16万1,000円は、来日渡航負担金で、対象都市の前年度実績でゼットプログラムで指定されております。アメリカから招致する予定で見込み予算になります。

続けさせていただきます。19ページ、1目学校管理費で10万5,000円の追加補正をお願いします。これは明星小学校が実施しております里山学習が、みえの森っこ学びや活動事業補助の内示を受けましたので、予算化をお願いするものでございます。

8節報償費1万5,000円は講師謝金です。地域の方に自然観察や竹炭づくりなどの指導をしていただく計画でございます。11節需用費9万円は、この活動にかかる消耗品費でございます。

○議長（北岡 泰） 20ページ、施設整備推進監。

○施設整備推進監（世古口 哲哉） 失礼いたします。

20ページをお願いいたします。1目幼稚園費で7,745万6,000円の追加補正をお願いいたします。今回、幼稚園費の補正につきましては、すべて仮称認定子ども園整備事業に伴うものでありますので、よろしくをお願いいたします。

12節役務費の17万3,000円は、40ミリのメーターで給水を行うために必要な水道加入料金の予算化をお願いするものです。13節委託料の4,712万3,000円のうち、1,319万9,000円は、パイ100ミリの上水道管の布設を上下水道課に委託し、行うための費用です。差し引き分の3,392万4,000円は、施設建設にかかる設計等の業務委託料について予算化をお願いするものです。15節工事請負費の

906万円は、建設予定地の開発許可に必要な取り付け道路約510メートルの整備を行うためのものです。17節公有財産購入費の2,000万円は、多気東部土地開発公社から用地を買い戻すための費用です。19節負担金補助及び交付金の50万円は、水道水源施設等の開発にかかる負担金として予算化をお願いするものです。

なお、議会定例会資料の12-3-1に、現時点での配置図を、12-3-2に取り付け道路、水道布設工事の位置等を示した図面を添付させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（北岡 泰） 21ページ、教育課長。

○教育課長（西田 一成） 3目公民館費は予算の組み替えをお願いするものでございます。公民館講座にかかる謝金の組み替えですが、内容は寿教室と女性教室でヨガの教室を2回分行うんですけれども、講師謝金1万円になるんですが、講師の所属団体が法人化をされたために、その法人からの派遣になりますので、8節報償費で1万円を計上しておりましたが、13節委託料で予算の組み替えをお願いするものでございます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、斎宮跡文化観光課長。

○斎宮跡文化観光課長（西口 和良） 4節文化財保護費で1,934万9,000円をお願いをいたします。これは済生会明和病院の病棟改築に伴います発掘調査の受託の増額でございまして、工事の進捗状況により発掘範囲等の見通しがついたことによるものでございます。

まず、第4節共済費で22万6,000円、発掘調査作業員の労災保険でございませう。7節賃金1,392万6,000円、作業員の賃金でございませう。11節需用費20万円、内訳といたしまして、発掘調査の関係で消耗品費10万円、燃料費5万円、印刷製本費5万円でございます。12節役務費で1万8,000円、これは仮設トイレのし尿汲み取り料でございます。13節委託料で50万円、出土遺物保存処理分析等の委託料でございます。

ページは22ページをお願いいたします。14節・使用料及び賃借料で43万円、

これは調査機材の借上料でございます。そして28節繰出金404万9,000円、齋宮跡保存事業特別会計の繰出金でございます。詳細は特別会計で説明をさせていただきます。以上です。

○議長（北岡 泰） 続きまして、教育課長。

○教育課長（西田 一成） 5目ふるさと会館費で12万5,000円の追加補正をお願いいたします。11節需用費、施設修繕料になります。男性用トイレの小便器1台で、自動洗浄用のセンサーが故障しましたので、取り替えをしたいというものでございます。タイルや壁の復旧費も含んでおります。

23ページをお願いいたします。2目体育施設費で24万7,000円の追加補正をお願いしております。18節備品購入費でございます。内容は総合体育館トレーニングルームのエアロバイクの買い替えをお願いするものでございます。ルームには当初5台のバイクを設置しておりましたが、すべて故障をしておりまして、機種が古いために修繕が不能でございます。利用者から要望が多いため文化スポーツ振興基金を財源として2台の買い替えをお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、4ページ、歳入をお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村由美子） 4ページになります。

2目民生費補助金、7節障害者グループホーム等整備事業補助金で750万円の増額をお願いしています。これはNPO法人どんと花さん建設するケアホームに対する三重県からの障害者グループホーム等緊急整備事業補助で、補助率は基本額の2分の1です。

次、3節地域自殺対策緊急強化事業補助金で87万3,000円の増額をお願いしています。これは三重県地域自殺対策緊急強化事業の補助金が交付決定されたことにより計上するものです。補助率は10分の10です。

○議長（北岡 泰） 農水商工課長。

- 農水商工課長（堀 真） 5目農林水産業費補助金420万円の追加でございます。1節農林水産業補助金420万円は、歳出で説明をさせていただきました団体営ため池等整備事業にかかる県の補助金であります。補助率は10分の10でございます。
- 議長（北岡 泰） 続きまして、教育課長。
- 教育課長（西田 一成） 7目教育費補助金、2節教育費補助金で10万円の追加補正をお願いします。みえの森っこ学びや活動事業補助で、明星小学校が行う里山学習事業の財源になります。10万円の定額補助でございます。
- 議長（北岡 泰） 5ページ、防災企画課長。
- 防災企画課長（中谷 英樹） 1目総務費委託金、3節統計調査費委託金は8万1,000円で、住生活総合調査にかかるものでございます。100%補助となります。
- 議長（北岡 泰） 6ページ、教育課長。
- 教育課長（西田 一成） 7目文化スポーツ振興基金繰入金で、24万7,000円の追加補正をお願いしております。総合体育館のエアロバイクを購入するための費用を繰り入れるものでございます。
- 議長（北岡 泰） 7ページ、総務課長。
- 総務課長（北岡 和成） 1目繰越金で9,719万9,000円をお願いしております。前年度繰越金の見込みによるものでございます。
- 議長（北岡 泰） 8ページ、人権生活環境課長。
- 人権生活環境課長（西口 竜嘉） 2目の雑入で、補正額1,780万円のうち、1節雑入で250万円を計上いたしております。これは一般コミュニティー助成事業にかかるもので、歳出で計上いたしました額と同額を計上いたしております。以上です。
- 議長（北岡 泰） 斎宮跡文化観光課長。
- 斎宮跡文化観光課長（西口 和良） 2節一般文化財発掘調査受託事業収入でございます。1,530万円、これは済生会明和病院の発掘調査に伴う受託事業の

収入でございます。

○議長（北岡 泰） 9 ページ、町債、総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 5 目消防費で300 万円の減額でございます。下段の 8 目その他で400万円の増額でございます。これは歳出の消防施設費で説明しました財源振替にかかるものでございまして、小型消防ポンプの購入費用にかかる起債でございますが、有利な起債制度が設けられたため、消防施設整備事業債から緊急防災減災事業債に借り換えをするものでございます。以上です。

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案書の45ページ、第2表地方債補正をお願いします。

総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 議案書のほうの45ページ、追加の地方債補正でございます。先ほど説明いたしました緊急防災減災事業で、限度額400 万円をお願いしております。起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりでございます。続きまして、ページめくっていただきまして46ページ、変更で、起債の目的、防災対策事業で300 万円でございます。補正後0ということで、先ほど説明しました起債の借り換えによるものでございます。以上です。

○総務課長（北岡 和成） 以上で、議案第54号の詳細説明を終わります。

議案第55号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第55号の説明を、歳入歳出全般合わせてお願いします。

齋宮跡文化観光課長。

○齋宮跡文化観光課長（西口 和良） それでは、齋宮跡保存事業特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書、歳出から説明をさせていただきます。

斎の4ページをご覧くださいと思います。

1目一般管理費404万9,000円、これは人事異動に伴う増額でございます、一般会計から特別会計へ組み替えが行われたものでございまして、詳細につきましては省略をさせていただきます。

それでは、続きまして歳入を説明させていただきます。

斎の3をご覧ください。1目一般会計繰入金404万9,000円、歳出の人件費の増額に伴いまして一般会計からの繰り入れを増額するものでございます。

以上でございます。

議案第56号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第56号の説明を、収入支出、合わせてお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） それでは、平成25年度の農業集落排水事業特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。

予算書、農の4の歳出からお願いいたします。

議案書は51ページ、52ページでございます。

まず、1目農業集落排水の総務費でございます。14万円の補正を計上させていただきます。11の需用費で3万5,000円、12節の役務費で10万5,000円でございます。これにつきましては、平成26年4月1日から農業集落排水上御糸、下御糸地区の供用開始予定をしております。その対象者に対しまして、今、皆さんにそれぞれの現在のトイレの状況、それからいつごろつなぎ込みをしていただけるものかという意向調査を、アンケートで実施したいというふうに考えております。対象世帯につきましては約1,050世帯が対象世帯でございます。需用費の3万5,000円につきましては、印刷製本費でございます。アン

ケート、それから返信用の封筒を印刷したいというふうに考えております。

また、12節の役務費の10万5,000円につきましては、郵送料8万8,000円、それから料金受取り払い手数料で1万7,000円でございます。一応、返信用封筒に切手を貼らずに料金後納ということで考えております。返信していただいた方に対して料金が発生するということで、郵便局のほうへ1通につきまして15円の手数料が要るということで1万7,000円の予算を計上させていただいております。

続きまして、3目の施設建設事業費でございます。35万6,000円の計上をさせていただいております。9節の旅費でございます。これは昨年度も補正でお願いをいたしました、工事の中で真空ステーション、それから中継ポンプの製品の検査が必要ということでございまして、その旅費を35万6,000円計上させていただいております。

戻っていただきまして、農の3でございます。歳入のほう、これは一般会計の繰入金から49万6,000円の繰り入れをしていただくということでございます。以上でございます。

議案第57号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第57号の説明を、収入支出全般及び議案書の54ページ、企業債を合わせてお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） 続きまして、水道事業会計の補正予算の説明をさせていただきます。

まず、収益的の支出から説明をいたします。

予算書、企の2、議案書のページ53の第2条をご覧ください。

第1項営業費用でございます。16節の委託料で202万円の増額でございます。

仮称明星こども園の給水管の布設工事の設計業務の委託料でございます。

20節の工事請負費で1,117万9,000円の増額でございます。これも仮称明星こども園のこれは給水管の管の布設の工事でございます。パイ100ミリの管を430メートルと消火栓の1基を計画しております。

次に、予算書の企1をご覧ください。収益的収入でございます。

1目の受託工事収益で、1節の受託工事収益で1,319万9,000円の増額を計上させていただいております。これもこども園の設計委託料と工事費の受託費でございます。

続きまして、資本的収入を説明させていただきます。

予算書、企の3、議案書、ページ54の第3条をご覧ください。

1目企業債でございます。300万円の増額を計上させていただいております。これは上下水道事業債ということで、当初予算でお認めをいただいております町道の本郷勝見第2線、済生会病院の進入路を含んだあの道路でございますが、そこへ上水管を布設を認めていただいておりますが、その設計するその委託料が起債対象となりましたので、全額300万円を企業債として追加するものでございます。

次に、企の4、5の予定資金計画書は説明を省略させていただきます。

次に、企業債でございます。議案書の第4条をご覧ください。

起債の目的は上水道事業でございます。補正前限度額が900万円、補正後が限度額1,200万円でございます。いずれも起債の方法は証書借入、利率4%、償還の方法は融資先の条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還、または定理に借り換えることができるということでございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 以上で、一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

散会の宣告

○議長（北岡 泰） 本日の審議予定は説明までですので、質疑、討論、採決は
6月14日に行うことにします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午前 10時 25分）
